追	基 結	法	人	名	区		分	•		•		~							~			
					発生額又	は前期	燥越額	1	外						円	外						円
加					当 期	控队	第 額	2														
入					翌期	繰起		3	/nl							/rl						
					発生額又			4	外							外						
等					当期	控队		5														
及					翌期	繰起		6	外							外						
び					発生額又 当 期	控 際		8	/							/						
Ů,					翌期	繰起		9														
離					発生額又			10	外							外						
脱					当 期	控際		11														
					翌期	繰起		12														
等					発生額又	は前期	燥越額	13	外							外						
以					当 期	控	京 額	14														
外					翌期	繰起	並 額	15														
′ '					発生額又	は前期	燥越額	16	外							外						
の					当 期	控		17														
連					翌期	繰起		18	外							外						
結					発生額又			19	71							75						
ΜП					当 期 翌 期	控解起		20														
法					発生額又			22	外							外						
人	小			計	当期	控際		23														
					翌期	繰起		24														
					事業益連結		又 は 年 度	25				~							~			
加					発生額又			26	外						円	外						円
入					当 期	控队	新額	27														
等					翌期	繰起		28														
をし							又 年 度	29	fel.	•	•	~	•	•	ш	f+l	•	•	~	•	•	
た					発生額又			30	グト						円	91						円
連					当期	控防		31														
結法					翌 期 発生額又	操動		32	外							外						
人	小			計	当期	控際		34														
				н	翌期	繰起		35														
					発生額又	は前期組	操越額	36	外							外						
					(22) 当期	+ (3		50								2						
	合			計	当期(23)	控 6	新額	37														
Ц п			翌 期 (24)	繰 + (3	類	38																
					(36) O	累積		39	1							1)+(2					
		南	単脱 等 を	した連	↓ 凰結法人の	繰越中	小連約	吉法。	人税額	預控除	限度	超過	個別	帰属	額(こ関す	- る明	細				
追	車 結	法	人	名	区		分					~		•			•		~	•		
					発生額又	は前期	燥越額	40							円							円
					発生額又は前期繰越額 41																	
	Δ		=	·L.	型 4 m 寸	14 共 田 (品北坡百	49														

連事年

法人名

平15.1.1以後開始連結事業年度における繰越中小連 結法人税額控除限度超過個別帰属額に関する明細書

別表六の二国付表二 平十五・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(五)付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第8項 《繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税 額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載しま す。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに 作成し、その連結法人名を「法人名」のかっこの中に 記載してください。

- 2 「発生額又は前期繰越額」の各欄には、前期のこの明細書のその連結法人に係る「翌期繰越額」の金額を移記します。
- 3 「発生額又は前期繰越額」の各欄の外書には、連結 法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行っ た場合に、その分割型分割の日の前日を含む事業年度 において措置法第42条の4第8項 (繰越中小企業者等 税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除)の規

定により法人税額から控除された金額を記載します。

4 当期控除額の各欄は、別表六の二(五)付表一の「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額5」に記載がある場合には、「発生額又は前期繰越額」の金額を移記します。

別表六の二(五)付表一の「一部控除の場合」の各欄に記載がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額を記載します。

- (1) 最初の超過連結事業年度 別表六の二(五)付表一の $(8) \times \frac{(9)}{(10)}$ 11 の金額
- (2) 最初の超過連結事業年度開始の日前の各連結事業年度 別表六の二(五)付表一の「(12) × (13) (14) 15 0 金額